

## 山口県福祉サービス第三者評価機関認証基準

### (組織等に関する要件)

- 1 法人格を有すること。
- 2 福祉サービスを提供していないこと。
- 3 評価機関となる法人の役員の半数以上が福祉サービス事業の経営者又は従事者によって占められていないこと。  
但し、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された法人で、福祉サービス利用者の権利擁護などの公益的な事業を実施している団体はこの限りでない。
- 4 県外が本社の法人にあつては、県内に営業所を有すること。
- 5 所属する評価調査者が、次に掲げる要件を満たしていること。

### 【第三者評価】

- (1) 次のア又はイの要件を満たす者がそれぞれ1名以上いること。  
ア 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者  
イ 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者
- (2) 県が実施する評価調査者養成研修を修了している者であること。  
但し、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者養成研修を修了している者は、上記の者と同等とみなす。

### 【外部評価】

- (1) 県が別に定める研修実施方法に基づき、実施される研修を受講していること。
- (2) 現に小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所並びに介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(以下「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を運営し、若しくは小規模多機能型居宅介護事業所等に勤務し、又は小規模多機能型居宅介護事業所等の事業者により組織される団体の役職員でないこと
- (3) 所属する評価調査者について、県下の小規模多機能型居宅介護事業所等について1年に1回の評価を実施することが可能なだけの数が確保されていること。

ただし、次の場合には、各評価機関の規模等を勘案した上で、それぞれ

適切と認められる数の評価調査者を確保し、全体として県内すべての小規模多機能型居宅介護事業所等に対する外部評価が円滑に行われると認められれば足りる。

ア 県内において既に評価機関が認証されている場合

イ 複数の評価機関が評価業務を行うことを申し出ている場合

6 所属の評価調査者が関係するサービス事業者の評価を行わないこと。

7 第三者評価については、県が実施する評価調査者継続研修の受講機会を確保すること。

8 外部評価については、必要に応じ評価結果の審査等を行うとともに、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るため、評価審査委員会を設置していること。

(評価内容、評価手法に関する要件)

9 県の推進要綱及びこれに基づく実施要領等に定められた第三者評価事業の評価基準、評価手法及び評価結果の取扱いに関する規定を満たすこと。

10 評価結果については、県推進要綱及びこれに基づく実施要領等に定められた公表基準等により公表が行われること。

(事業内容等を明示する規程等に関する要件)

11 次の規程等が整備され公開されているとともに、規程等に基づき適切に業務が行われる体制となっていること。

(1) 所属する評価調査者一覧（評価調査者の養成研修の修了状況、保有資格又は主な経歴）

(2) 事業内容等に関する規程（第三者評価事業を実施するサービス種別を含む）

(3) 第三者評価の手法

(4) 守秘義務に関する規程

(5) 倫理規程

(6) 料金表

(7) 評価事業の実績

(苦情処理体制に関する要件)

12 第三者評価事業を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。